

# 量水器係からのお願い

静岡市上下水道局 経営管理部  
お客様サービス課 量水器係

# 量水器係からのお願い①

工事現場等(解体・建築)における  
メーターの取り扱いについて



## 取り外したメーターは、すぐに返却してください。

検針数値の齟齬、料金計算の遅れなど支障をきたすため、取り外したメーターはすぐに水道局に返却してください。

## メーターの移設には届け出が必要です。

検針、料金計算等に支障をきたすため、工事現場等で勝手にメーターの移設をしないでください。

【例】集合住宅の一室で水を使うために、他の部屋のメーターを移設したことで、正しい料金計算ができなかった。

## メーターは水道局の財産です。

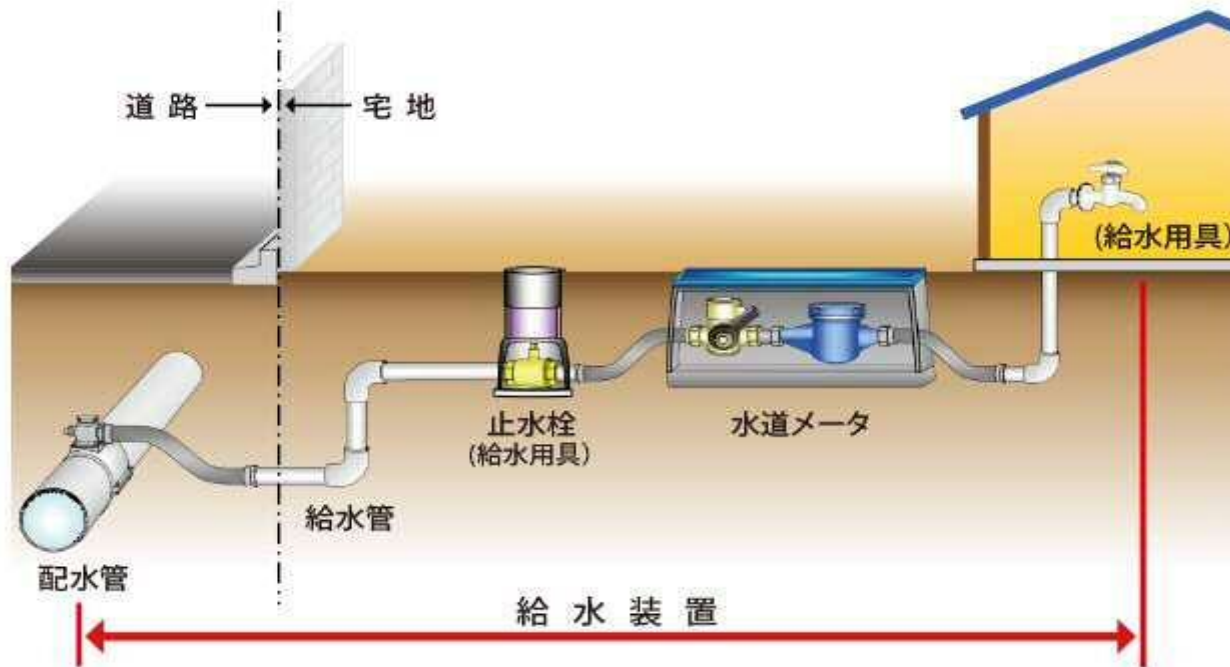
メーターを紛失した場合、弁償していただくことがあります。取り扱いには気を付けましょう。



# 量水器係からのお願い②

止水栓不良等による修繕について





給水装置はお客様の所有物であるため、新設、改造、撤去に係る費用はお客様負担となります。

⇒止水栓不良に限らず、給水管漏水等、水道メーターを除く給水装置全ての修繕費用は、原則お客様負担です。

お客様から修繕の問い合わせがあった際には、点検・修繕費用はお客様の負担となることを丁寧にご説明いただきますようお願いいたします。

# 量水器係からのお願い③

使用器種届の様式変更について



# 新様式の「使用器種届」 で提出してください。

令和5年度から、新様式の使用器種届での提出をお願いしています。

※添付資料「使用器種届（新様式）」から印刷できます。

## 【提出が必要な場合】

以下のメーターを設置する際には、メーター**出庫希望日の3ヶ月前までに必ず提出**してください。

- ①新規の平型メーター（11個以上）
- ②電子・電磁等
- ③大型メーター（50mm以上）

## 使用器種届

年 月 日

(所有者) 住所  
氏名

新規の平型（11個以上）、電子、電磁、リモート、大型（50mm以上）メーター設置の申請をした建築物の使用器種について、下記のとおり届け出ます。

設 備 場 所	葵 静岡市 駿河 区 清水
建 築 物 名 称	
メーター（種別）	受水槽の有無→ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。
	メーター（40mm以下） メーターの種類→（平型・電子・リモート） 口径 mm 個
	メーターの種類→（平型・電子・リモート） 口径 mm 個
	メーターの種類→（平型・電子・リモート） 口径 mm 個
メーター（種別）	メーター（50mm以上） メーターユニットもしくはメーターバイパスユニットの有無→ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 メーターの種類→（平型・電子・電磁） 口径 mm 個
	メーターユニットもしくはメーターバイパスユニットの有無→ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 メーターの種類→（平型・電子・電磁） 口径 mm 個
集 中 検 針 盤 メーカ	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	工事店コード： 名 称： 電 話 番 号：
出 庫 希 望 日	年 月 日
完 成 予 定 日	年 月 日
備 考 欄	

（注意）メーター出庫希望日の3ヶ月前に必ず提出すること。

ありがとうございました。  
ご理解ご協力お願いします。